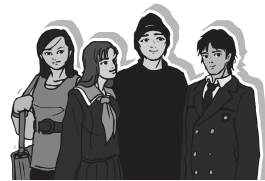


# ～少年とともに～



## 医療を受ける 子どもの権利

伊東 亜矢子 (55期) ●Ayako Ito

### 1 はじめに

本年9月9日、栃木県において、関東弁護士会連合会の平成28年度シンポジウムが開催される。今回のテーマは「医療を受ける子どもの権利」であり、栃木県弁護士会を中心に関連所属各会の実行委員が準備を進めている。医療を受ける子どもは、子どもであるがゆえに自己決定権を中心とする患者の権利保障がないがしろにされがちである。また、家族との接触が制約され、遊びや教育を受ける機会が不十分となるなど、成長発達権を中心とした子どもの権利保障が不十分となりがちである。本シンポジウムでは、こういった背景を踏まえ、現状の問題点を洗い出し、問題解決のための方策を社会に提言していくことを目指す（栃木県弁護士会シンポジウム企画書より）。

### 2 これまでの状況

現在、実行委員全体で勉強会等（以下概略をご紹介します。）を行うとともに、①療養環境、②教育・保育、③主体的参加の3つの部会に分かれて調査・検討を進めている。

#### (1) 勉強会（平成27年10月6日）

国立成育医療研究センター（以下「成育医療センター」）こころの診療部田中恭子医師の

講演をお聞きした。医療を受ける子どもは、親や親代わりの人に付き添われる権利、病状や治療につき理解度に応じた方法で説明を受ける権利、年齢や症状に合った遊びや教育に参加する権利が保障されるべきであり、そのための専門家が必要であること、北米ではチャイルド・ライフ・スペシャリスト（以下「CLS」）、英国ではホスピタル・プレイス・スペシャリスト（以下「HPS」）という専門職があり、日本では、平成22年12月に子ども療養支援協会が発足し、CLSやHPS等から教育を受けた子ども療養支援士が活動中（平成27年3月時点で18名）であることなどを伺った。

講演の後半では、子ども療養支援士によるプレパレーション（認知発達段階に応じた方法で病気に関する情報を子どもに提供し、心の準備をさせ頑張る力を引き出すこと）の実演もあり、私自身、これから手術を受ける予定の「アヤコ11歳」として実演に参加させていただいた。時間をかけ、人形を用いて分かりやすく教えてもらい、患者としてきちんと扱ってもらっているという思いを確かに抱いた。

#### (2) 勉強会（平成27年11月10日）

病弱児に対する特別支援教育について、関西学院大学教育学部丹羽登教授の講演をお聞きした。平成19年、学校教育法等の一部改正により、複数の障害種別に対応した教育を実施する特別支援学校の制度が創設された。平成25年には障害のある児童生徒について特別支援学校への就学が原則で例外的に小中学校への就学も可能としていた規定が改められ、教育委員会が個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどが規定された。平成26年には障

害者の権利に関する条約が批准され、本年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行された。同法は、心身の機能の障害があり、障害と社会的障壁により生活の制限を受ける者に対する不当な差別的取扱いの禁止と、社会的障壁の除去につき合理的配慮を行うこと（行政機関等は義務、事業者は努力義務）を定めている。

丹羽教授からは、制度があっても知らないために利用されていないケースが多いとの指摘があった。内閣府のHPでも合理的配慮の代表例（支援員等の教室への入室、意思疎通のために絵や写真カードを利用する等）や事例が掲載されており、相談を受けた際には自分が知らなくても利用できる制度があるはずとの視点で臨む必要があると考えさせられた。

### (3) 施設見学（平成27年12月16日）

成育医療センターを見学した。冒頭、理事長から、ひとり親家庭の増加に伴い増加する貧困問題、小児虐待の防波堤としての子どもの死の検証体制の構築、在宅医療の充実化・社会の支援体制改善の必要性、成育過程で生じる心と体の問題に対応するための「成育基本法」の制定に向けた動き等についてのお話を伺った。

その後、外来、入院病棟、特別支援学校の院内分教室を見学した。外来では待合場所の椅子が車を模していたり、CTの入口がドーナツになっていたり、子どもをなるべく安心させるための工夫が随所に凝らされていた。入院病棟には検査等の説明に用いる人形や検査機械の模型が置いてあり、4人部屋でも窓をずらして配置し、各ベッドから外が見えるようにする工夫などがされていた。分教室には小学部から高等部まであり、普通の教室のほか、家庭科室、理科室兼音楽室などを備え、車椅子でも卓球台が使えるように改良中であったり、ボードゲームがたくさん置かれていたり、限られたスペースの中で学びと遊びを行う工夫がなされていた。学校に「通う」という実感を持たせるため、病棟とは離れたところに教室を設け、廊下に横断歩道を描くな


どの細やかな配慮もされていた。

センターに隣接して付添家族のための宿泊施設も設けられており、利用料が安価であることもあって予約待ちの状況とのことであった。

そのほか、センターでは平成26年に「こどもサポートチーム」を発足し、長期フォローが必要な小児がん患者への医療提供のため、医師、看護師、保育士、ソーシャルワーカー、臨床心理士、CLSなど多職種によるカンファレンスがなされている。多職種の参加により、栄養士と保育士を中心に「バイキング企画」（いつも決められた食事をとっている子どもたちにバイキング形式で好きなものを食べてもらおうという企画）が立ち上がるなど、相乗効果が生まれているとのことである。

## 3 今後の活動

今後は各病院での実情等につきアンケート調査を行い、結果の分析と、洗い出された問題点に対する単なる理念に留まらない実効的な対策の提言につなげるべく、さらに準備を進める予定である。

成育医療センター見学の際、大人でも見るだけに怖い大きな注射針がカートで運ばれ、ベッドの上に座って「ママ」と力なく泣いているごく幼い子どもを見、胸がつぶれる思いであった。同時に日々子どもたちと向き合うスタッフの方々の熱い思いも強く感じた。現場の思いを大切にしつつ、子どもたちが納得のいく医療を受け、家族との交流を絶やさず遊びや教育も十分に受けられるように、私たち弁護士ができることは何か。縁あってシンポジウムに関与させていただいたことをきっかけに、生涯の課題として取り組んでいきたいと考えるものである。 

# 川越少年刑務所 訪問記

加賀山 瞭 (67期) ●Ryo Kagayama

子どもの権利に関する委員会では、9月の関東医療少年院に引き続き、平成27年11月16日に、川越少年刑務所を訪問しました。

## 1 少年刑務所とは

少年刑務所は、少年法56条1項によって、少年受刑者のために特に設けられた刑事施設です。少年院は、少年法1条および24条に基づき、保護処分としての少年院送致を受けた少年を収容し、少年院法に基づいて矯正教育を授ける施設であるのに対し、刑務所は、刑法12条2項に基づき懲役刑等を執行する施設とされています。

また、少年刑務所における処遇については、通達によって、個別担任制や個別面接、就業時間中の教育活動、義務教育年齢受刑者に対する教科教育の重点化、職業教育の積極化など、少年の特性に応じた一定の特別の配慮がされており、少年に対する裁判員裁判ではこの点が検察官から特に強調されています。

もっとも、少年刑務所の実態は、少年の受刑者だけでなく、満26歳未満の若年成人も収容されており、むしろ後者の方が圧倒的に多数となっています。

## 2 川越少年刑務所の沿革・概要

川越少年刑務所は、昭和24年の少年法施行により、少年の収容を開始し、昭和44年に現

在地に移転し、現在に至ります。西武新宿線南大塚駅からタクシーで10分ほどです。

同所の処遇対象者は、原則として26歳未満で犯罪傾向の進んでいない刑期10年未満の男子受刑者とされています。

定員は、1551名（既決1346名、未決205名）のところ、平成27年11月9日現在、1022名が収容されており、収容率は65.9%ということでした。

犯罪別に見ると、窃盗20.4%、強盗・同致死傷16.6%、強姦・同致死傷13.7%、強制わいせつ11.9%、詐欺13.9%、覚せい剤3.4%、傷害3.7%、その他16.4%となっており、性犯罪の割合が他所に比べて多いとのことでした。

## 3 川越少年刑務所の処遇内容

### (1) 少年受刑者の処遇

川越少年刑務所では、少年受刑者が20歳になるまで、あるいは途中で20歳になっても、入所後1年が経過するまでの時期については、夜間の居室を単独室、昼間は少年工場で処遇を行っています。例えば、平日の矯正処遇の時間に、刑務作業や教科指導のほか、運動・体育（1日50分）、入浴（週2～3回）、面会、治療などが行われているとのことでした。実際、所内を見学中も屋外の広大なグラウンドで運動をしている様子を見ることができました。

また、個々の少年受刑者ごとに一人、個別担任（心理の専門スタッフないしは教育の専門スタッフ）が付いており、個別処遇計画を作成の上、定期的な面接、日記指導等を実施するなどして、処遇の充実を図っているとのことでした。なお、少年受刑者処遇が終わっても、個別担任との日記の交換が継続する場合もあるとの説明がありました。

少年の年齢が20歳を超え、かつ入所後1年を経過すると、ほかの26歳未満の青年の受刑者と一緒の処遇を行うことになっているそうです。そして、20歳に達した者については職業訓練を受けるよう勧めており、施設内にはそのためのいくつかの工場があって、理容、自動車整備、情報処理、ホームヘルパー、クリーニング等18種目に及ぶ職業訓練を受けることが可能となっています。また、高卒認定試験の受験をすることもできます。

所内には、職業訓練を受け、理容師の資格を取得した受刑者による理髪店があり、一般客を受け入れています。見学した際にも営業していましたが、料金は格安で、地元の人気店とのことでした。ほかにも、自動車整備工場で一般車両の車検をこちらも格安で行っているそうです。

## (2) その他の役割

川越少年刑務所のその他の役割としては、東京矯正管区の調査センターとしての業務を担っています。これは、東京矯正管区管内の一定範囲の受刑者について、約2か月かけて処遇調査を行い、その結果を処遇に役立てるというものです。

また、性犯罪防止指導の推進基幹施設となっています。これは、東日本の性犯罪受刑者のうち問題性の大きい者を選定し、特別改善指導の一環として、7～11か月間、認知行動療法の専門的プログラムに従って集中的な指導を実施するというものです。

## 4 見学の感想

今回、川越少年刑務所への訪問を希望したのは、少年事件に携わるにあたり、少年刑務所と少年院との処遇の違いについて実際に見聞しておきたいと思ったからでした（かくい

う私ですが、実は、少年院も見学したことがありません。今度は、少年院見学を希望したいと思います。)

実際見聞してみると、かつては何らかの非行を犯した少年たちが、将来に向けて資格取得等に励んでいる姿を垣間見ることができ、「少年の可塑性」という言葉の意味を体感することができたのかなと思っています。

他方で、少年院をいくつも見学している参加者からは、「少年院では『うちには、こんな資質の子、こんな環境で育った子、処遇中こんな反応をする子がいます』との説明が必ずされるが、少年刑務所ではプログラムの説明だけで、プログラムを受ける少年について一切説明がなかった。少年に応じた指導が少年院教育の中核だが、少年刑務所は、管理の観点で少年を見ていて、プログラムも一方通行なのではないか。進級を重ねて目標に到達しないと出られない少年院と、刑期が終われば必ず出られる刑務所の根本的な違いが現れていると思う。」との感想も出ていました。

また、前述したとおり、少年受刑者については、通達に基づいて、一般受刑者よりもきめ細やかな処遇がなされることになっていますが、川越少年刑務所や奈良少年刑務所のような処遇が全ての少年刑務所でされているわけではなく、裁判員裁判での検察官立証とその後の当該少年に対する実際の処遇との間にギャップがあるとの批判もあるようです。今後、別の少年刑務所の見学も必要だとの声もありました。

最後に、今回お世話になりました川越少年刑務所の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。■